旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則を次のように定める。

（令和7年8月19日学長裁定）

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則（令和6年12月27日学長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
（略） 附　則 この細則は，令和7年8月19日から施行し，別表の「役員等」及び「副学長（財務）」への改正は令和7年7月1日から，「財務課」及び「学務課」への改正は令和7年8月1日から適用する。 別表（第3条関係） 【改正理由】 令和7年7月1日付け役員等人事及び令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。	（略） 別表（第3条関係）

記号区分：◎権限者(決裁する者)　○承認する者　☆起案する者

別表（第3条関係）

（新）

| 区分 | 業務種別 | | 役員等 | | 病院長 | 事務局 | | |

（新）

| 区分 | 業務種別 | | | 役員等 | | 病院長 | 事務局 | | |

（新）

区分	業務種別		役員等		病院長	事務局																																													
			学長	副学長（財務）		事務局長	事務局次長（総務・教務）	事務局次長（病院）	総務課				人事課				財務課				研究・学術情報課				施設課				学務課				入試課				経営企画課				医療支援課				医事課				臨床検査・輸血部副部長	臨床検査・輸血部技師長	放射線部技師長	薬剤部副部長
									課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者				
契約	収入契約	共同研究，受託研究（治験を除く）及び受託事業に関する契約				◎	○ ※10	○ ※11									○	○	○	☆	○	○	○	☆					○	○	☆						○	○	○	☆					○	○	☆					
		治験に関する契約				◎		○													○	○	○	☆																												
		診療に関する契約			◎			○																																	○	○	○	☆								
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））　契約見込額が1,000万円以上の契約				◎	○ ※6 ※8	○ ※7 ※8									○	○	○	☆	○	○	○	☆	○	○	○	☆									○	○	○	☆												
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））　契約見込額が500万円以上1,000万円未満の契約					◎ ※6	◎ ※7									○ ※8	○	○	☆	○ ※8	○	○	☆	○ ※8	○	○	☆									○ ※8	○	○	☆												
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））　契約見込額が300万円以上500万円未満の契約															◎	○	○ ※8	☆	◎	○	○ ※8	☆	◎	○	○ ※8	☆									◎	○	○ ※8	☆												
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））　契約見込額が300万円未満で契約書を作成する契約															◎	○	○	☆	◎	○	○	☆	◎	○	○	☆									◎	○	○	☆												
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））　契約見込額が300万円未満で契約書を省略する契約																	◎	☆			◎	☆			◎	☆											◎	☆												
		貸付契約　不動産（土地及び建物の短期貸付を除く。）				◎	○																		○	○	○	☆																								
		貸付契約　土地及び建物の短期貸付					◎																		○	○	○	☆																								
		貸付契約　取得価格が50万円以上の物品					◎ ※3	◎ ※7									○	○	○	☆																	○	○	○	☆												
		貸付契約　取得価格が50万円未満の物品															◎	○	○	☆																	◎	○	○	☆												
	その他の契約	無償貸付（不動産）	◎	○		○	○																		○	○	○	☆																								
		無償借入（不動産）	◎	○		○	○																		○	○	○	☆																								
		取得価格が50万円以上の無償貸付，無償借入（物品）					◎ ※3	◎ ※7									○	○	○	☆																	○	○	○	☆												
		取得価格が50万円未満の無償貸付，無償借入（物品）															◎	○	○	☆																	◎	○	○	☆												
		無償貸付（図書）					◎														○	○	○	☆																												
		寄附受（不動産）	◎	○		○	○																		○	○	○	☆																								
		取得価格が50万円以上の無償譲渡（現金，現金等価物及び不動産を除く。）					◎ ※3	◎ ※7									○	○	○	☆																	○	○	○	☆												
		取得価格が50万円未満の無償譲渡（現金，現金等価物及び不動産を除く。）															◎	○	○	☆																	◎	○	○	☆												
		評価額が50万円以上の寄附受（現金，現金等価物及び不動産を除く。）					◎ ※3	◎ ※7									○	○	○	☆																	○	○	○	☆												
		評価額が50万円未満の寄附受（現金，現金等価物及び不動産を除く。）															◎	○	○	☆																	◎	○	○	☆												
		知的財産権に関する契約				◎	○														○	○	○	☆																												
	契約書の保管																		◎				◎				◎				◎								◎				◎				◎				
	仕様要件の適合判定に係る技術調査																◎	○	○	☆																	◎	○	○	☆												
	入札の執行																◎				◎				◎												◎															
	学長契約印の保管（A）及び代行押印（B）																	◎ (B)	◎ (A)																																
	工事，製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するための監督																	◎				◎				◎ ※12	◎ ※13										◎													
	給付の完了を確認するための検査　※14																		◎	◎			◎	◎	◎ ※12		◎ ※13												◎	◎											
	給付の完了を確認するための検査（臨床検査・輸血部所掌の血液の供給契約及び血液検査の請負契約）																																																◎			

（新）

| 区分 | 業務種別 | 役員等 | | 病院長 | 事務局 | | |

記号区分：◎権限者(決裁する者)　○承認する者　☆起案する者

別表（第3条関係）

（旧）

| 区分 | 業務種別 | | | 役員 | | 病院長 | 事務局 | | |

（旧）

| 区分 | 業務種別 | | | 役員 | | 病院長 | 事務局 | | |

（旧）

| 区分 | 業務種別 | | 役員 | | 病院長 | 事務局 | | |

（旧）

| 区分 | 業務種別 | 役員 | | 病院長 | 事務局 | | |